

第1章 計画策定の背景・目的と位置付け

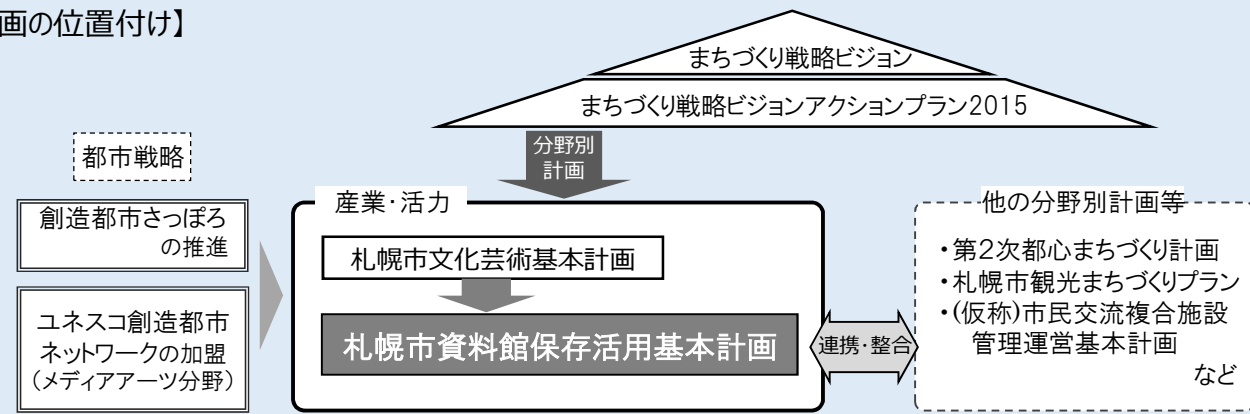
<背景>

- 資料館には多くの市民・観光客が訪れるが、耐震性能の不足、老朽化、バリアフリー化の未対応などが課題
- 札幌国際芸術祭2014において、創造性を発揮できる場として資料館をリノベーションするためのアイデアコンペ実施
- ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）に加盟し、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信する拠点設置の検討開始

<目的>

資料館を貴重な歴史的資産として後世に引き継ぐとともに、UCCN加盟の効果を生かすための積極的な活用を図る基本的な考え方を定め、保存活用を計画的に進める

【計画の位置付け】

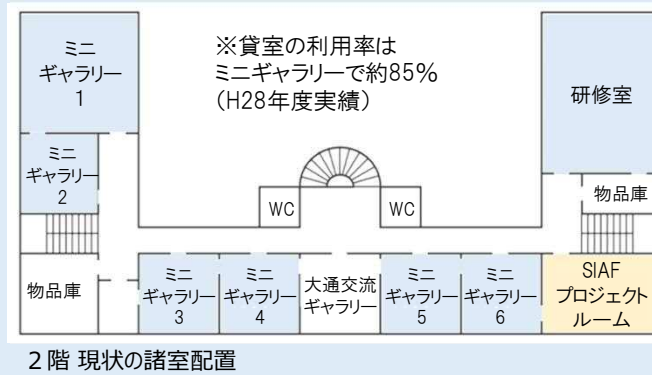
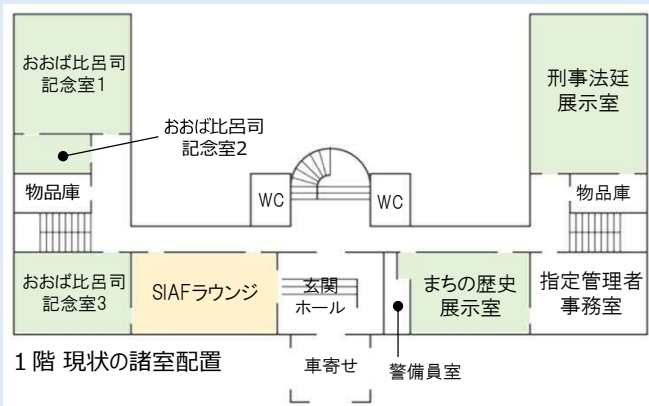


第2章 資料館の概要及び価値

- 大正15年：札幌控訴院（現在の札幌高等裁判所）として建築
- 昭和48年：裁判所の移転に伴い札幌市教育委員会に移管、資料館として開館
- 平成9年：国登録有形文化財に選定（北海道で初選定）
- 平成18年：資料館機能が移転（平成26年度から市民文化局文化部所管）

<資料館の概要>

- 所在地：中央区大通13丁目
- 構造：組積造（レンガ及び軟石）
- 規模
建築面積約：850㎡
延べ面積約：1,638㎡



①歴史的価値	・全国8か所で建築された控訴院のうち現存は2か所のみ（もう一つ現存する名古屋控訴院は重要文化財）
②建築的価値	・札幌軟石を使用した数少ない現存建築物 ・外観意匠が優れ、創建時の内観意匠が良好に維持されている ・大通公園西端のアイストップとなっている札幌景観資産
③活用価値	・多くの市民や観光客が訪れる観光資源として利用 ・法・司法の学習の場や、市民の憩いの場として利用 ・札幌国際芸術祭（SIAF）の主要会場として活用 ・SIAFのPR等の活動を行うSIAFラボとして活用



資料館外観

第3章 現状における課題等

1 国内外との連携機能を果たす創造活動の場の未整備

(1) メディアアーツ都市としての創造活動の場の確保

- UCCN加盟により獲得した国際的ネットワークを通じ、クリエイティブ人材との交流や誘致を進め、人材育成・産業振興に生かすことが求められる
- 「創造的人材の定住・交流に向けた事例調査」（総務省）では文化資源・自然環境のほか「活動の場があること」がクリエイティブ人材を惹きつける要素として「かなり優位」とされている
- 現在札幌では、様々なイベントの開催やクリエイターを養成する教育機関やコンテンツ産業の振興を担う施設があるが、メディアアーツを構成する要素である「産業」「芸術」等のうち、主として芸術の分野で展開されるメディアアートに係る「活動の場」が確保されていない
- UCCN加盟の効果を最大限に発揮するため、メディアアートに係る創造活動の場を設け、活動の成果を蓄積し、常時発信する体制を確かなものとする必要がある

(2) アイデアコンペの提案

- SIAF2014において「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」を実施（応募総数131点）
- アイデアコンペの最優秀作品の“研究・創造と交流・発信による創造活動の中心とする”という提案コンセプトを生かす必要がある

(3) 検討委員会における議論

- 資料館の保存や改修方法等の方向性などに係る専門的知見を得るため、学識経験者等からなる「札幌市資料館保存活用検討委員会」を設置（平成27年11月）
- 検討委員会で取りまとめられた「札幌市資料館保存活用基本方針」（平成28年3月）に示される、建築物の保存の考え方と、①法廷展示等の機能の維持向上、②情報発信・交流・誘客機能の強化、③市民・観光客の憩い機能の強化、④歴史的建造物と新たな活用の対比・融合による価値の発揮という活用の考え方を尊重する必要がある

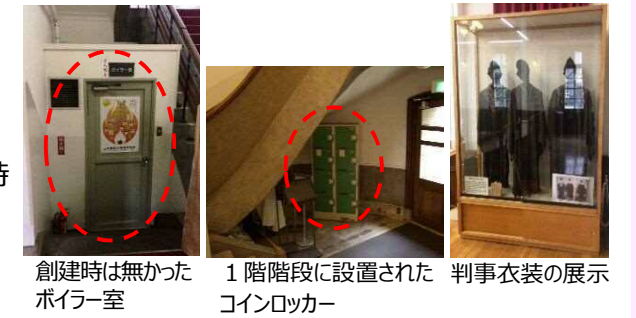
2 歴史的建造物としての魅力の伝承不足

(1) 設備機器等の設置による歴史的建造物としての美観阻害

創建時は無かったボイラー室等の設置、階段付近のコインロッカー設置等により歴史的建造物としての美観を損なっている

(2) 旧札幌控訴院の由来の伝承不足

- 全国に8か所建築されたなかで現存する2か所のひとつだが、当時の歴史を物語る資料は判事衣装等の展示に留まっている
- 施設名称及び文化財名称が建物の由来を正しく伝えられておらず、施設機能を適切に表現していないことによる混乱がある



3 耐震性能の不足、老朽化及びバリアフリー化の未対応

(1) 耐震性能の不足

耐震診断で倒壊等の危険性が高いと判定され、耐震改修による早急な安全性の確保が必要

(2) 老朽化

外壁、屋根、建具、内装等の建築部材の腐朽破損、暖房、電気、水道等の設備の老朽化が深刻

(3) バリアフリー化の未対応

エレベーター、多目的トイレ、車いす用駐車施設等のバリアフリー化が未対応であり、既存トイレの便器数の不足、個室・通路幅の狭さにより利用に支障がある



第4章 保存活用の基本計画

資料館は比較的利便性の高い立地にあり、毎年多くの人を訪れる価値ある歴史的建造物で、札幌国際芸術祭やSIAFラボをはじめとした活動が活発化している。このような「歴史」と「アート」の対比・融合により創造性が喚起されることを期待して、保存活用における基本方針と、それに即した事業計画、運営計画、施設計画を定める。

【基本方針】

歴史的建造物である資料館を札幌市の財産として維持保全するとともに、以下のように研究・創造と交流・発信の場として活用することを基本方針とする

- 市民や観光客が憩い・交流するなかで、メディアアートに触れることで、アイデアを生み出し創造性を喚起する場
- 国内外のクリエイティブ人材がメディアアーツ都市である札幌を訪れる玄関口となり、様々な機関・団体等との協働による活動をする場
- 資料館を訪れるすべての人に建築物の歴史性とその価値を伝えていく場

【他都市の歴史的建造物を活用した先行事例】

ヨコハマ創造都市センター（横浜市） アートラボあいち（愛知県）



基本方針の実現に向けた3つの計画

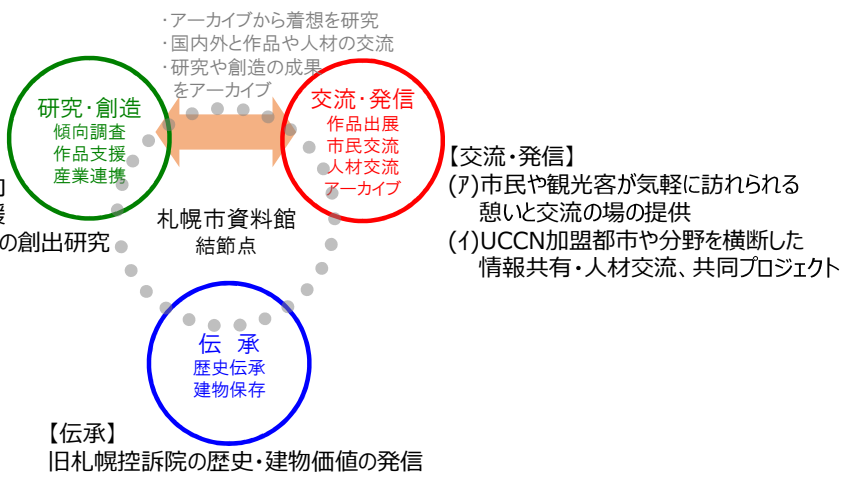
活用に係る計画

＜事業計画＞

- ・メディアアート表現に係る研究・創造、表現の記録の蓄積・国内外との交流・発信（第3章-1）
- ・歴史の伝承（第3章-2）

(1)事業構造の3本柱

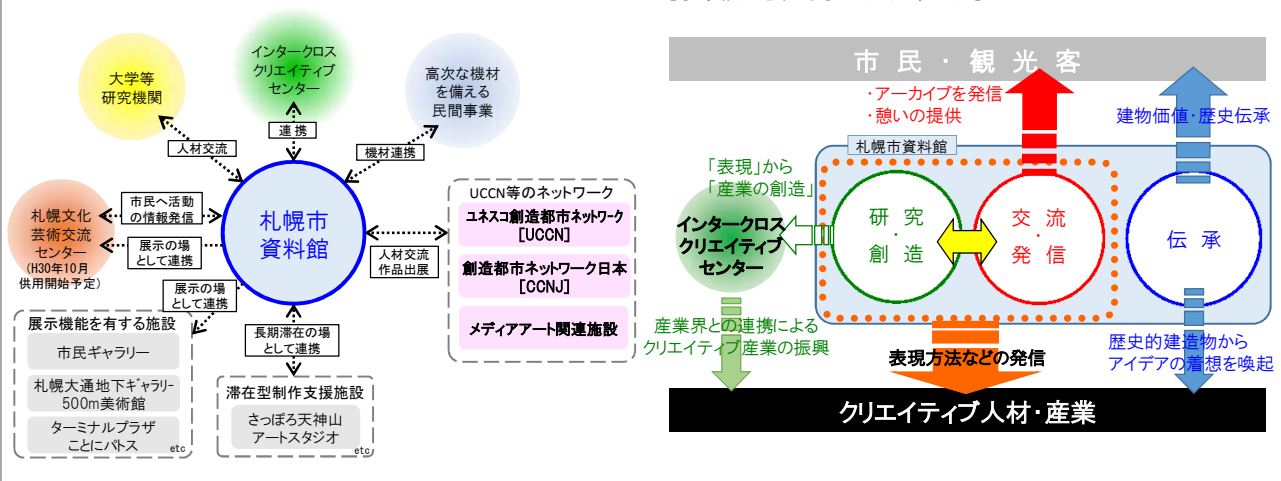
【事業構造のイメージ】



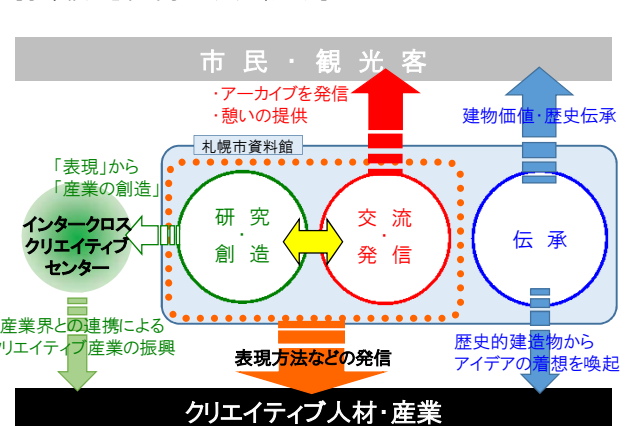
(2)事業展開

- ア 他の文化芸術施設等との連携：滞在制作支援・展示施設との連携、高次な機材を備えた民間施設との連携、メディアアート表現からクリエイティブ産業の誘発
- イ 国内外との人的交流の促進：UCCN等の国際的なネットワークを活用した国内外への人材派遣、情報の発信交換により、クリエイティブ人材が活発に訪れるなどの人的交流を促進
- ウ 立地環境を生かしたイベント等との連携：文化芸術施設の周遊促進、札幌国際芸術祭や観光イベントなどの事業連携

【関係施設の相関図】



【事業構造と市民等への還元イメージ】



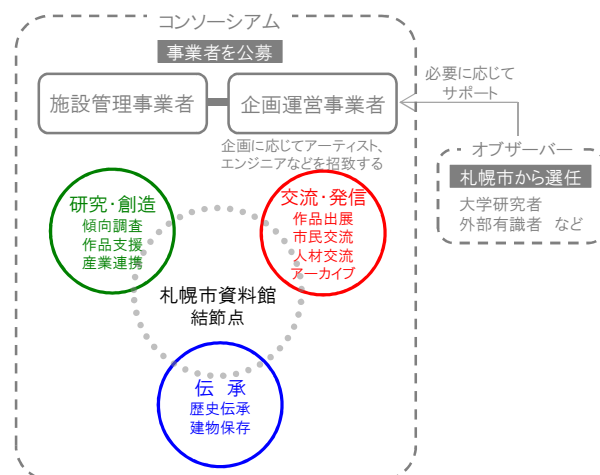
＜運営計画＞

- ・適切な事業運営のための体制整備（第3章-1,2）
- ・施設の適切な維持管理（第3章-3）

(1)運営体制

施設維持管理に加え、研究・創造や交流・発信事業の企画実行が可能な指定管理事業者選定

【事業構造と運営体制イメージ】



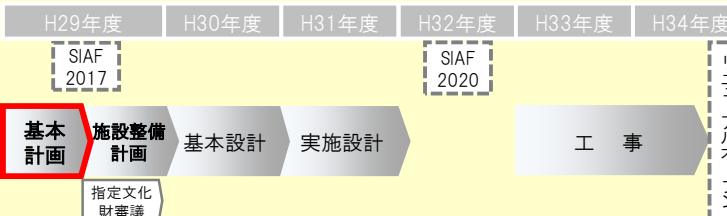
(2)市民利用における運用変更

- ・制作や小規模展示を可能としながら市民の様々な利用に対応するよう、貸出し単位等を見直し、段階的に研究・創造と交流・発信の場の特色を出す
- ・歴史的建造物の雰囲気を生かした会議等の会場としての利用に対応
- ・雪まつり等の観光イベントにあわせた開館時間延長等により訪れやすい観光資源となる運用

(3)文化財としての適切な維持管理

建築物、防災関係設備等の定期点検、いたづら等防止のため現状と同様に常駐管理

【スケジュール】



維持保全に係る計画

＜施設計画＞

- ・限られた空間で合理的活動のための諸室配置（第3章-1）
- ・保存活用のため文化財制度活用（第3章-2）
- ・耐震、保全改修とバリアフリー化（第3章-3）

(1)歴史的建造物の保全とバリアフリー対応

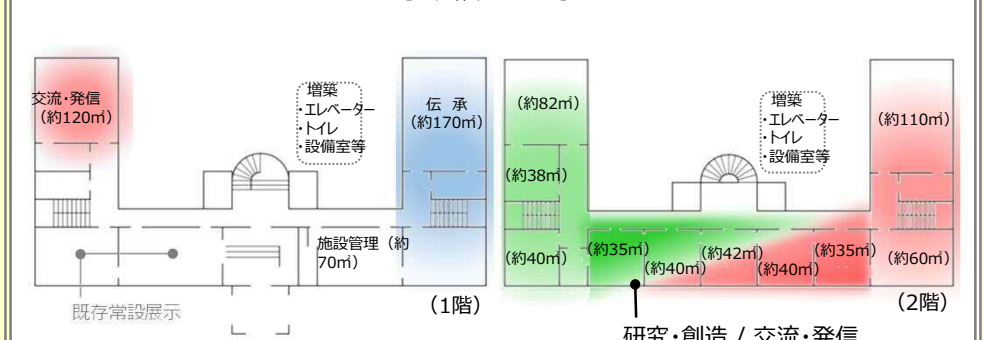
- ・市指定文化財として保存活用、旧札幌控訴院の由来を伝える
- ・施設機能を現す公の施設の名称を定める

- 耐震改修** 耐震改修を実施（内観意匠への影響、費用対効果を考慮し工法を選択）
- 保全改修** 創建当時の意匠を保存・継承する保全改修、ライトアップ設備の効果的配置、消防法等に準拠した防災安全性確保
- バリアフリー対応** 文化財価値を損なわず景観と高齢者、障がい者等の利便性に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築

(2)諸室整備

わかりやすさと関連機能集約を考慮した諸室配置、設備機器等のエレベーター部分への一体的配置

【機能配置イメージ】



【概算事業費】

耐震改修	保全改修	バリアフリー化	外構整備	事業費合計
免震工法：約16億円	約7.2億円	約1.8億円	約1.8億円	約26.8億円
耐震工法：約11億円				約21.8億円